

広島県監査委員訓令第一号

広島県監査委員事務局処務規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成二十一年四月一日

広島県代表監査委員 加賀美 和正

広島県監査委員事務局処務規程の一部を改正する訓令

広島県監査委員事務局処務規程（昭和四十四年広島県監査委員訓令第一号）の一部を次のように改正する。

第十三条第一項第一号中「（配達記録郵便を含む。以下同じ。）」を削る。

第三十条第一項第一号及び第二号中「県文書法制室」を「県総務課」に改める。

附 則

この訓令は、公布の日から施行する。